

中小企業カーボンニュートラル推進支援補助金

よくある質問

4 CO2削減計画について

目次

- Q 4 - 1 CO2削減計画とは何ですか。
- Q 4 - 2 環境省の「CO2削減計画策定支援事業」の採択を受けている支援機関とは何ですか。
- Q 4 - 3 CO2削減計画策定における補助対象経費を詳しく教えてください。
- Q 4 - 4 消費税、振込手数料は経費に含めて問題ありませんか。

Q 4 - 1 CO2削減計画とは何ですか。

A4-1 環境省の「CO2削減計画策定支援事業」の採択を受けている支援機関により策定されたCO2削減目標を明示した計画になります。

CO2削減計画を策定することで、工場・事業場でのCO2排出量とエネルギー使用量の現状把握、対策の検討に役立てることが出来ます。

また、CO2削減計画を策定することで環境省実施の補助金（「工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業（SHIFT事業）」）を受けられる可能性があります。

なお、「工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業（SHIFT事業）」に採択された場合、市からの補助金を受けられる場合があります。

【参考】

- ・ [「CO2削減計画策定支援事業」の採択を受けている支援機関のページへ](#)
- ・ [工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業（SHIFT事業）のページへ](#)

[目次に戻る▶▶](#)

Q 4 - 2 環境省の「CO2削減計画策定支援事業」の採択を受けている支援機関とは何ですか。

A4-2 環境省のホームページ内の「SHIFT事業 支援機関リスト」に掲載されている法人等になります。

- ・ [SHIFT事業 支援機関リストのページへ](#)

[目次に戻る▶▶](#)

Q 4 - 3 CO2削減計画策定における補助対象経費を詳しく教えてください。

A4-3 以下の補助対象経費(5万円以上)が対象になります。

①報償費・旅費	専門家への謝金・旅費等
②委託費	専門家へのコンサル委託料、診断費、算定費等

[目次に戻る▶▶](#)

Q 4 - 4 消費税、振込手数料は経費に含めて問題ありませんか。

A4-4 消費税、振込手数料は対象外になります。経費から消費税、振込手数料を除いた額が対象経費になります。

[目次に戻る▶▶](#)